

令和2年 第10回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和2年10月16日(金)

会 場 南会津町舘岩会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月16日(金) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町館岩会館 2F
- 3 出席した委員

農業委員 8名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
		5番	平野 恒二		
		8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 2名

田島第2	星 又工門	田島第9	渡部 徳男		
------	-------	------	-------	--	--

- 4 欠席した委員

農業委員 3名

4番	湯田 重行	6番	塩生 隆晴	7番	渡部 一男
----	-------	----	-------	----	-------

推進委員 2名

田島1	渡部 昭雄	田島第4	湯田 慎也		
-----	-------	------	-------	--	--

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	馬場 隆一
------	-------	---------	--------	----	-------

- 6 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更許可申請について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第4号 農地等の買受適格証明願いについて

日程第8 議案第5号 現状確認証明申請について

日程第9 議案第6号 農用地利用集積計画決定について

- 7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により欠席の届け出がありました農業委員は、4番湯田重行委員、
6番塩生隆晴委員、7番渡部一男委員であります。本日の出席委員は8
名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過
半数に達しております。また、会議規則第10条の規定により、農地利用
最適化推進委員に出席を求めたところ、2名に出席していただいております。

議 長

続きまして日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。が、
会議規則第20条第2項の規定により、8番芳賀美紀委員、9番山内敬委
員を指名いたします。兩名には、本総会における議事録への署名をお願
いいたします。

議 長

日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事
務局から報告してください。

事務局

(事務局長が議案書にそって報告)

議 長

只今、事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら
お願いします。

(「ありません。」の声あり)

議 長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第4区湯田慎也推進委員
が欠席ですので、事務局から説明お願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。委員のほうから報告をお預かりしていますので、
事件番号1について報告をさせていただきます。譲渡人、譲受人、土地
の所在等につきましては、議案書のとおりになりますので、議案書3ペ
ージ、事件番号1番のほうをご参照いただければと思います。10月12日
に調査を行ったとのことでした。調査した内容ですが、申請理由と農地
法第3条の許可の要件について、調査したとのことでした。申
請理由ですけれども、譲渡人は相手方、譲受人の希望、要望によりまし
て、申請地を10aあたり△△△円という金額で売り渡しまして、譲受人
は、自宅の北側に申請地が隣接してしまして、そこを買い受け、家庭菜
園を営むという内容でございます。

農地法第3条の許可要件についての状況ですが、下限面積要件につき

ましては、譲受人、現在の耕作面積はありませんでした。ただ申請地は、農用地区域外の農地ということもありまして、下限面積が1㎡となります。申請地が□□□□㎡で1㎡を超えますので下限面積要件につきましては問題がない状況です。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件ですけれども、申請書の内容を譲受人に聞き取りしたところ、世帯合計で150日ほど、農作業に従事される予定とのことでしたので、目安の150日を超えていますので問題はないとのことでした。3点目、地域との調和要件ですけれども、申請地には家庭菜園ということで、蔬菜となど広く野菜類を作付けするとのことでした。地区の普請なども積極的に参加しまして周りに影響を与えないよう、溶け込んでやっていくと話しをされたようで問題はないとのことでした。4点目、農地のすべてを効率的に耕作する全部効率要件ですけれども、譲受人、トラクター等持っていないとのことでした。ただ、面積等広大ではないので家庭菜園を楽しみながら耕作、人力で耕作される分には問題はないのではないかという委員からの報告でした。最後に法人の場合とはという法人要件ですけれども、譲受人は個人ですので法人ではありませんので、問題はありませんとのことでした。

以上、調査の結果許可が相当とであると報告でしたので審議のほうよろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に事件番号2及び3を議題といたします。地区担当調査員の田島第2区星又エ門推進委員から説明お願いいたします。

田島 2

(星又エ門)議長。私は、譲渡人●●●●さんと譲受人○○○○さんと面談をしてまいりました。まず、譲渡人の●●●●さんなんですけれども、この方は***、***の真ん中の地域です。それから譲受人の○○○○さんは***の***の真ん中あたりになります。関係は地主、●●●●●●のほう地主です。○○○○さんの方は宅地と畑、家の前にあるんですけれども、宅地は昨年取得されたということで、地主と小作人という形になります。***と***の***は直線距離で2キロ以内という距離でございます。●●●●さんは***で生まれて、***に嫁に行

ったという形です。私は、10日に●●●●さんと面談してまいりました。それから譲受人の○○○○さんは11日ご夫婦と一緒に宅地のところで面談をしてまいりました。この宅地ですけれども、自宅の南側にあたります。面積は□□□□㎡という形でございます。野菜を作っております。大根、カブを植栽しております。要件でございますが、面積の下限要件も1㎡ですか、問題ございません。年間の労働力も150日以上労働力があります。調和要件でございますけど、現在、耕運機を購入しまして大根、カブの植栽、野菜を作りたいということですのでご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。事件番号2及び3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2及び3については、原案のとおり決定いたしました。以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

議 長 事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区渡部昭雄推進委員が欠席ですので、事務局から説明お願いいたします。

事務局 事務局の八木沢です。委員のほうから報告書をお預かりしておりますので報告をさせていただきます。10月9日の日に調査したとのことでございます。調査の内容ですけれども、申請理由と農地法5条、事業許可後の事業計画変更の許可の要件についてでございます。当初計画者、継承者、土地の所在等につきましては、議案書の5ページをご覧くださいと思います。まず、申請理由なんですが、当初計画者、最初に計画した方なんですが、昭和▲年▲月▲日付福島県指令田農政第▲▲▲号で農地転用許可を受けておまして、申請地で❖❖❖の経営を行う計画であったとのことです。❖❖❖の経営を行う転用許可を取ったんですが、その後の景気の悪化と募集はしたんですが、スタッフがなかなか集まらなかったこともありまして、事業の実施、遂行できずに現在まで至ってしまったとのことでございます。承継者は、申請地の南側に隣接するところに事務所を構えておまして、申請地の西側が県道、北側は町道に面しており、足場材などの業務で使用する資材置き場、冬季間は雪捨て場として大変利便性が高いものですから、事業目的・主体を変更しまして

承継するといったものでした。次に、変更承認の条件ですけれども、第1点目、許可取り消し処分が困難であることなんです、事業そのものは実施されませんでした、許可から30年以上にわたって未耕作の状態に放置されてまして、雑草、灌木、ちょっと低めの木ですが、灌木が繁茂しており、農地に復旧するのは極めて困難な状態だったとのことでございます。転用事業者が故意や過失がなかったかということなんです、経済状況の悪化というのは、いわゆるバブルの崩壊によるものだとのことです。バブルの崩壊・急激に経済が悪化してしまった、さらに募集をかけても従業員が集まらなかったということでもございまして、当初計画者が、故意や過失で経済状況が悪化したとか、従業員が確保できなかったとかそういったことではないとのことでもございました。3点目、前計画、要するに❖❖❖、昭和62年当時の計画と同程度の緊急性、新しい事業計画の変革、変更の内容か、同程度の緊急性があるのかということなんですけれども、承継者は、業績が拡大しており、足場材などの資材置き場が不足しておりまして事業の円滑な遂行が非常に困難になったとのことでもございました。申請地は、西側を県道、北側を町道、さらに事務所に隣接しておりまして、営業上からも管理上からも最適であると認められるとのことでもございます。変更後の転用の確実性ということですが、事業の運営上必要なので早くやりたいと話しをされていたとのことでもございました。農業への影響が前計画と同程度以下であるということでもございますが、申請地につきましては、南側が承継者の利用する宅地、北側が町道、西側が県道、こちらに挟まれました三角形の形状で隣接するところに農地はありませんでしたので、問題はございません。変更後の事業が許可相当であることですが、資材置き場、雪捨て場兼用とのことですので問題はありませんでしたとのことでした。以上の内容から問題はありせんので許可が相当であるとのことでしたので審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

田島2

(星又エ門) ここで言う土地の賃借料あるいは取得金額、この金額についての変更があった時には報告を求めるとはでしょうか。私が扱った** *の話もそうですけど、宅地並みの金額なんです。△△△円。この金額は、この売る方の方が、元◆◆◆の◆◆◆だったので昔の金額で考えてるんですね。今なら、坪△△△円はかかった。この面積は、買えるはずですよ。だからその時に、安くなったり、高くなったり交渉で認めてはいるけど、この△△△円が△△△円だったり、△△△円だったりする可能性もあるんですね。その報告を求めるとはでしょうか。

事務局

当初買った金額とかでしょうか。

田島2

(星又エ門) はい。

事務局 当初買ったものの計画なんです、調査内容にそこまで入っていませんでしたということもあるんですが、県の許可になっておまして、写し関係が10年保管ということで確認することができなかったの、その辺は事務局で把握できておりません。大変申し訳ございません。

田島 2 (星又エ門) 相手方との交渉の中でこの金額と変わったときに提出を求めるのか。関係ないのか？この案件で認めれば。

事務局 やむ負えないと思います。

田島 2 (星又エ門) わかりました。

議 長 後々、問題を生じたときに想定してやるってこと。いざこざが起きないように対策を取っておかないと、何かあったときには。

田島 2 (星又エ門) この前も***の話で、これは申し訳ないですが、◆◆◆の農地売買の時に、売った人から私の案件は安かったんじゃないんですか。と言われたので。安かったのか、高かったのかそれはわかんないんだけど、当事者間でよくしゃべってくださいって。その辺でよく確認したかったんだけど。

議 長 はい、ありがとうございました。ほかにご覧いませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
ありがとうございました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議 長 事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区渡部昭雄推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局八木沢です。今ほど説明しました承継関係の5条転用の内容についての申請が上がってきたということで、その内容を調査したということです。委員からお預かりしている内容を報告させていただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在等につきましては、議案書の7ページに記

載されておりますのでそちらをご参照いただきたいと思います。資料は資料1となります。10月9日に調査を行ったとのこと。調査した内容ですが、農地法第5条の許可要件についてであります。まず、申請理由、立地基準ですけれども、こちらは、いわゆる農地の区分となりまして、事務局で委員に確認した内容を報告しております。その内容ですが、申請地は、新興住宅街ということもありまして、住宅とか事業の用に供するような施設、そういったものが、50メートル間隔以内で50戸以上連担している。事務局で数を数えたんですが、距離を測りながら70戸程連担していることを確認しております。いずれかの敷地から距離が50m以内に、住宅が繋がっているところからさらに50m以内の区域にある農地でなければ認められないのですが、その区域内に入っていましたので、市街地内農地という扱いになりまして、第3種農地の扱いになります。第3種農地になりますので、原則転用可能な農地ということになります。一般基準の項目についてでございますけれども、転用に必要な資力があるかどうか、金融機関が発行した残高証明書、こちらが申請書についていまして、そちらを確認した結果、事業費の△△△円を十分に上回る残高を確認できておりますので問題はないとのことでした。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということになりますけれども、登記簿を確認したところ、抵当権等の設定はございませんので、問題はありませんとのことでした。3点目、許可後遅滞なく申請にかかる用途に供することが可能か、すぐに事業に着工できるかということですが、先ほども説明しましたが、事業の遂行上、足場等の資材置き場が不足しているとのことで大変困っており、すぐにも事業にとりかかりたいと話しをされており問題ないということでした。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかとのことですが、こちらにつきましては、該当がないとのことから問題はないとのことでした。5点目、転用の面積が妥当であるかという点でございますけれども、事業を実施しています一般的な資材置き場、冬季間の雪捨て場ですので、□□□□㎡という面積は過大ではないので問題はないとのことでした。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということですが、こちら、南側は譲受人が経営している事務所の宅地になっております。北側は町道になっております。西側は県道になっております。この3つの場所に囲まれた三角形の土地になっておりますので、近くに農地がないのもあって営農条件に影響を与えることはないので問題ございませんとのことでした。取水や汚水は、資材置き場ということなので利用上発生しませんので問題はないとのことでした。以上の調査結果から許可が相当であるという報告でありますので、審議をよろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

- 議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしま
した。以上で議案第3号の審議を終了します。
- 議 長 続きます。日程第7「議案第4号 農地等の買受適格証明願いにつ
いて」を議題といたします。
- 議 長 事件番号1について。地区担当調査員の田島第1区渡部昭雄推進委員
が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 事務局の八木沢です。農地等の買受適格証明願いというものが出来
ていました。まず、農地等の買受適格証明願いというのですが、裁判
所の競売や公売に参加するために、その公売の中に農地が入ってる場合
は、最高価買受人、落札された方が確実に転用できるかどうか、証明書
を持って競売参加しなければならないという決まりがあり、そのための
証明の願い出というものです。この案件につきましては、8ページをご
覧いただきまして、農地等の買受適格証明願いについてという部分で
ございますけども、「なお、」から下の部分で、当該買受適格証明書の交付
を受けた者が最高価買受申出人となり、競落したことを証する書面を添
え農地法第5条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書
の交付時と事情が異なっていると認められた時を除き、当該許可申請を許可
するものとする。となっております。簡単にいいますと、今回買受適格証
明願いは、5条の内容を審議していただくようになります。その内容で
適切だと、証明が相当であると認められた場合には、証明書を発行いた
しまして、証明書を受けた方は、改めて5条許可を総会の審議にかける
のではなく、今回の審議の中で許可されたものとし、5条申請が上がれ
ば事務局内で処理させていただいて証明書を発行するというような審議
の内容になってきますのでよろしくお願いいしたいと思っております。
前置きが長くなりました。議案第4号 農地等の買受適格証明願いにつ
いての調査結果をお預かりしていますので報告させていただきます。
資料の5をご覧ください。裁判所が発行しました競売の公告の写しにな
ります。この中でどういう内容のものが競売、公売に付されているのか
というものがわかるようになっていきます。この裁判所の公売の一番最後
の3ページになりますけれども、物件目録でございまして、物件目録の
中に番号で、6、7、9とこちらも事件番号と呼ぶようなんですが、6、
7、9とございまして一括の入札となっているようでございます。その
一括の入札となっている中の6番目のところ、星印がついていますが、こ
ちらが地目、畑、現況は宅地となっておりますが、こちらが畑となっ
ておりますので、買受適格証明が必要となったものでございます。競売物

件等の所有者等については、9ページの事件番号1に記載されておりますのでご参照いただきたいと思います。事件番号1の資料につきましては、今ほど説明した資料5と資料2になります。10月9日に調査を行ったとのことでした。調査した内容ですが、先ほど説明しましたが、農地法第5条の計画を持って買い受けるとのことでしたので、農地法第5条の許可の要件につきまして調査しております。立地基準ですけれども、こちらは農地の区分となりまして、事務局のほうでお調べして委員のほうへ報告させていただいております。その内容ですけれども、申請地は申請地の北側に隣接する道路に上下水道管が敷設されておりまして、申請地からおおむね500m以内に◇◇◇◇保育所や◇◇◇◇、◇◇◇◇がございますので、こちらが公共施設便益区域内農地という取り扱いとなりまして第3種の農地となります。第3種農地は、転用可能の農地となります。次に一般基準の各項目の調査結果について報告させていただきます。1点目、転用に必要な資力があるかどうかですが、願い出書に添付してありました金融機関の発行した残高証明を確認しましたところ、事業費の△△△円を十分に上回るだけの残高が確認できたということで問題はありませぬとのことでございます。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということでございますけれども、こちらにつきましては、登記簿に根抵当権が設定されておりまして、事務局が裁判所のほうに確認させていただきました。確認した結果ですが、公売の申立人そのものが根抵当権者であるものですから問題はないでしょうとの裁判所からの回答がありました。その旨を委員の方にも報告させていただいております。3点目、許可後遅滞なく申請にかかる用途に供すること可能かということですが、公売、競売の物件なので問題はないと思われまして、こちらは、◆◆◆の駐車場となっておりますので、遅れてしまうと◆◆◆も困ってしまいますので、問題なくすぐに事業に取り掛かるだろうとのことでした。他の法令の許認可の見込みはあるかとのことですが、該当がないので問題はないような状態でした。5点目、転用面積が妥当であるかという点でございますけれども、車庫であったり、駐車場であったり冬季間の雪押し場に使う面積として□□□□㎡という面積は過大とは言えない。全く問題ないと考えられると委員のほうから報告が上がっております。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということでございますけれども、こちらのほうは、取水と汚水は利用上発生いたしません。発生しないので問題は起きないだろうとのことでした。雨水につきましては、地下に浸透させる計画でさらに周囲には◆◆◆と◇◇◇◇に挟まれた土地ですので周囲に農地はないので問題はないだろうとのことでした。

以上のことから証明が相当であると考えますので審議をお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 この案件も初めて出てきたような案件ですので、皆さん飲み込まれたかどうか。(笑いあり)。

事務局 先ほども説明させていただきましたが、裁判所の競売に参加しまして最高価落札した場合、落札しただけで農地の転用の許可が出ないとその人が落札したことにならなくなってしまい、落札したにもかかわらず転用ができなくなると困るので、あらかじめ農業委員会に3条か5条、転用か農地として使うかどちらかの計画をつけて私が買い受ける、転用の許可なり所有権を得るなりの権利を得られるに間違いのない人間だと農業委員会で証明する内容でございます。今回の5条申請、車庫を作って宅地の他に家も入ってきますから、こちらと一体運用して利益を上げていくということなんですけれども、その農地の部分に車庫を作る。転用の許可を認めてくださいというような内容でございます。駄目だということになれば、証明されないので入札には参加できなくなるような形になってきます。

田島2 (星又エ門) 議長いいですか。

議 長 はい。

田島2 (星又エ門) この土地は、***番***を●●●●さんと◆◆◆さん、両方で買うってことですか？これ同じ番地を●●●●さんから◆◆◆さんが買うのではないんでしょう？

事務局 これは、入札に参加する資格を得るための証明でございます。今回この競売、公売に対して、手を挙げた人が●●●●さん、◆◆◆さん、二人いるということです。

入札に参加するための証明、それぞれ計画を持って農業委員会の許可を得て、証明ができれば晴れて入札に参加できる。その後最高価をつければ更に5条申請ができる。事務局で処理をさせていただく内容になっています。

田島2 (星又エ門) この●●●●さんは***の人か？

事務局 ●●●●さんは、議案書の方にもございますが***の**の方です。

田島2 (星又エ門) だから、この人は***の人か。

事務局 いえ、全くこちらの方ではないそうです。

田島2 (星又エ門) なんでそういうの知ってんだべな。

事務局 裁判所のそういった公告関係を見ているということ。(会話遮断。数人でやり取りあり)

田島 2 (星又エ門) ***で●●●●さんていらっから。

事務局 特にこちらにいたとかではないようです。

議 長 今回の説明でだいぶわかってきたな。他に委員のほうから。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については原案のとおり、決定いたしま
した。

議 長 次に事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区渡
部昭雄推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局の八木沢です。委員より報告書を預かっていますので報告させ
ていただきます。買受適格証明願いで同じ公売案件の二人目の申請の内
容となっております。競売物件の所有者、願出人、土地の所在等につ
きましては事件番号2のほうに記載してありますのでご参照いただければ
と思います。計画的には、駐車場等の用地として今使っている用地をそ
のまま使うような内容になるとは思いますが、駐車場用地として転用す
る内容でございます。調査は同じ10月9日に行ったとのことござい
ます。調査をした内容ですけれども、事件番号1番で説明したとおり、
北側に隣接する道路に上下水道管が敷設されておりまして、おおむね
500m以内に◇◇◇◇保育所や、◇◇◇◇、◇◇◇◇がございますので、
こちらが公共施設便益区域内農地の扱いになり第3種の農地となりま
す。第3種農地は、原則的に転用可能の農地となります。一般基準の各
項目の調査結果についての1点目、転用に必要な資力があるかどうかで
すけれども、通帳の写しを確認しましたが、事業費の△△△円を十分に上
回るだけの残額が通帳の写しで確認できたということで問題はありませ
んでした。2点目、こちら先ほどと同じでございますが、転用行為の妨
げとなる権利を有する者の同意を得ているかということになりますけれ
ども、申請地には根抵当権が設定されておりましたが、裁判所のほうに
確認した結果、公売の申立人が根抵当権者であるものですから問題はな
いとのことを委員の方にも報告させていただいております。3点目、許
可後遅滞なく申請にかかる用途に供することが可能かですけれども、公
売に参加いたしまして、すぐにでも駐車場経営を始めたいとのことでし
たので問題ないだろうとのことでした。4点目、他の法令の許認可の見
込みはあるかとのことですが、こちらにつきましては該当がないので問
題ないとのことでした。5点目、転用の面積が妥当であるかという
点でございますけれども、計画を見ますと車6台分の駐車場ということで、

6台分の用地として□□□□㎡という面積は過大とは言えない、小さいくらいの面積ではないかと思われたとのことでした。面積的には過大ではないので問題ないとのことでした。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということでございますけれども、取水と汚水は駐車場ということで発生しないということです。雨水につきましては、地下に浸透させ処理する計画で周辺には農地がないので問題はないと委員のほうから報告受けております。以上のことから証明が相当であると報告を受けてますので審議をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。以上で議案第4号の審議を終了いたします。

議長 続きまして、日程第8「議案第5号 現況確認証明申請について」を議題とします。事件番号1について、地区担当調査員の田島第9区渡部徳男推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島9 (渡部徳男) 推進委員の渡部徳男です。今の件について報告いたします。申請人は●●●●さんで住所は***になってますが、勤めの関係で***と自宅は***なんですけど、そこを1週間の間に行ったり来たりしているそうです。本籍は***です。10月9日に●●●●さんと現地を確認してこちらの用地について調査しました。1点目は、山林原野化しあるいは宅地化して農地に復元することが著しく困難な土地であることですが、30年以上にわたって未耕作であり、平成11年には道の道路用地として買収を受け形の悪い狭い農地となってしまって、それ以降は耕作していないとのこと。2点目は、農地転用を受けた農地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことですが、事務局で確認していただいたところ、転用の許可等がないことがわかりました。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましても、事務局に確認していただきましたが、農用地区域内の農地ではないとのこと。4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続しているという点につきましては、申請時に添付されていた課税台帳を確認したところ、昭和63年には宅地並みの課税がされ、現在まで継続していることから30年以上宅地並みの評価をされた雑種地として扱われていると

いう状態でした。宅地並みの評価をされた雑種地として課税されてたことになり 20 年以上前から非農地化していることが明らかですので審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。事件番号 1 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、事件番号 1 については、原案のとおり決定いたします。以上で議案第 5 の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第 9 「議案第 6 号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から願います。

事務局 事務局の馬場です。私のほうから議案第 6 号の農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。議案書の 13 ページの利用権設定内訳 10 月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。今回再設定はございません。新規については、田が 7 筆□□□□㎡、畑が 9 筆の□□□□㎡となります。よって合計が 16 筆の□□□□㎡となっております。続きまして、14 ページ、最後になりますが、こちらのほうが利用権設定の一覧となっております。左側番号の 4 から 8 につきましては、使用貸借権が設定されておりますが、当該農地につきましては、ソバを作付けする予定でありまして、借受人であります◇◇◇◇は、そば作付けの場合は、使用貸借をといるのを借受の条件としてまして、貸付人の方もそれに同意して今回設定しているというようになっております。以上で説明を終わります。

議 長 はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案については原案のとおり決定いたしました。

以上で議案第6号の審議を終了いたします。
総会に付議された議事案件は全て終了いたしました。

議 長 次で協議事項に入ります。(1)「令和2年度農地利用最適化の推進に関する異見(案)について」事務局から説明してください。

事務局 (事務局長からの「令和2年度農地利用最適化の推進に関する異見(案)について」説明)

(担い手の育成について、ライスセンターの進捗状況、有害鳥獣被害対策について(日照権と合わせて。所有者に伐採願いたい)多数意見交換あり)

議 長 次に(2)「農業者年金加入促進について」事務局のほうから説明してください。

事務局 (事務局より「農業者年金加入促進について」の説明あり)

議 長 はい、ありがとうございました。何か質問ございませんか。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。

事務局 (事務局長、業務日程について説明)

議 長 はい、ありがとうございました。業務日程について何か質問ございませんか。

議 長 はい、その他に入ります。令和2年度福島県下農業委員会大会について、事務局のほうから説明してください。

事務局 (事務局長、「令和2年度福島県下農業委員会大会について」の出席者など説明)

議 長 はい、農業委員会大会について、皆さんからないですね。はい、ありがとうございました。

議 長 他にございませんか。
ないようですので、職務代理から閉会のことばをお願いします。

職務代理 貴重なご意見ありがとうございました。
これを持ちまして第10回南会津町農業委員会総会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

閉会 午後 2時 47分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

8 番

9 番

